

石巻市総合交通計画改定支援業務プロポーザル評価基準

1 基本的な考え方

提案者の提案内容を公平かつ客観的に評価し、最適な事業者を選定するために、企画提案面及び価格面の観点で評価する。受託候補者の決定に当たっては、委員ごとに、総合評価点による参加業者の順位付けを行い、その順位に基づく順位点の合計値で、候補者を選定することとする。

なお、評価は「石巻市総合交通計画改定支援業務プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）により行う。

2 評価の方法及び受託候補者の決定方法

(1) 「企画提案」の評価点（以下「提案評価点」という。）と「価格評価点」の得点配分は、90：10とし、それぞれ90点満点、10点満点の合計100点満点とする。

(2) 選定委員2人以上が「提案評価点」の6割である最低基準点（54点）に満たない採点をした提案者は順位付けの対象外とし、選定委員ごとに提案評価点に価格評価点を加えた合計点数が高い提案者順に順位をつける。

また、同点の場合は上位順位で同順位とする。

ア 「提案評価点」の算出方法

(ア) 「別紙 石巻市総合交通計画改定支援業務プロポーザル評価表」に基づき、配点は次のとおりとする。

提案の評価	配 点	
	10点	5点
非常に優れた提案	10点	5点
優れた提案	8点	4点
標準的な提案	6点	3点
やや低い水準の提案	4点	2点
低い水準の提案	2点	1点

(イ) 提案書の項目ごとに各委員のつけた評価の合計を計算する。

イ 「価格評価点」の算出方法

(ア) 提案見積額が見積限度額（別添「石巻市総合交通計画改定支援業務プロポーザル実施要領」3）の範囲内の場合のみ、次の評価点を付与するものとし、提案見積額が見積限度額を超過した場合は失格とする。

(イ) 最低提案見積価格に対する当該提案見積価格の割合より「価格評価点」を計算する。具体的には次の計算式となる。

$$\text{価格評価点} = 10点 \times \text{最低提案見積価格} / \text{当該提案見積価格}$$

(ウ) 「価格評価点」の算出に当たっては、小数点以下切捨てで、整数点とする。

- (3) (2)の順位結果を順位点に換算し、順位点の合計値が最も高い提案者を受託候補者として選定する。

順位	順位点
1 位	3 点
2 位	2 点
3 位以降	1 点

- (4) 順位点の合計値の最も高い提案者が2 者以上あるとき（同点のとき）の対応
- ア 順位を1 位とした委員数が多い提案者を選定する。
 - イ 順位を1 位とした委員数が同数の場合は、「提案見積価格」の最も低い提案者を選定する。
 - ウ ア、イによっても同点のときは、後日くじによって受託候補者を選定する。
- (5) 提案者が1 者だった場合、選定委員2 人以上が「提案評価点」の6 割である5 4 点に満たない採点をした場合は、受託候補者として選定しない。